

広島県告示第九百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年十二月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下門田泉吉田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市君田町檀田字黒口六五番一〇地先から 三次市君田町檀田字黒口六五番一地先まで	〇	九・一〇〇 三八・三〇〇	二一・四〇〇 四六・五〇〇	八一・〇〇〇	拡幅